

改正派遣法に基づくマージン率の公開

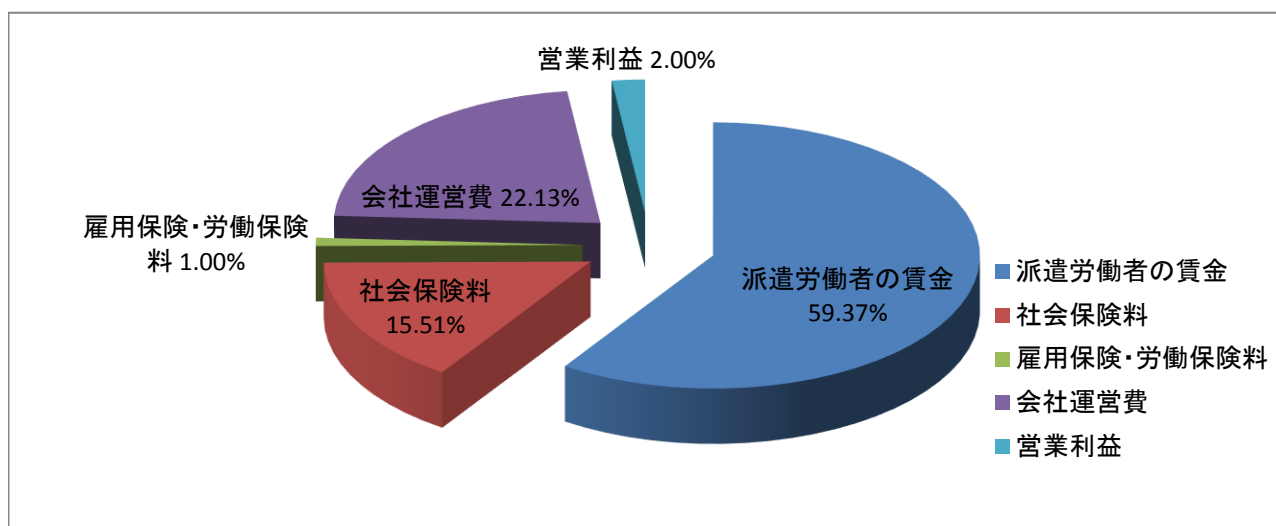
平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後派遣先から受取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

／／派遣料金の内容内訳(マージン率)／／ ※2019. 3.31現在



- 派遣労働者の賃金 給与・賞与・有給休暇費が含まれています
- 社会保険料 事業主が負担している健康保険料・厚生年金保険料となります
- 雇用保険・労働保険料 事業主が負担している雇用保険料・労働保険料となります
- 会社運営費 オフィス賃料、保険料、福利厚生、研修費用、間接部門人件費などの諸経費が含まれています
- 営業利益 派遣料金から上記の費用を差し引いた残りが営業利益となります

■派遣労働者の数	11名
■派遣先の数	6社
■マージン率	43.1%
■労働者派遣料金の平均額 (1日8時間あたり)	¥26,775
■派遣労働者の平均賃金 (1日8時間あたり)	¥15,226
■教育訓練に関する事項	マナー、PC研修